

男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

警察庁作成

施策名 (6) ストーカー行為等への対策の推進

1 今後の方向性、検討課題等

ア ストーカー行為等への厳正な対処

○ ストーカー規制法の適正な運用の推進

ストーカー事案により厳正かつ迅速に対処できるよう、ストーカー規制法の積極的な適用に努める。

○ 配偶者暴力防止事案へのストーカー規制法の積極的な活用

配偶者からの暴力による被害者や被害者の親族、友人、支援者等に対し、ストーカー規制法の制度について説明し、その求めに応じて、ストーカー規制法に基づき加害者へ警告等を行うこと等により、被害者及びその親族等のより効果的な保護に努める。

イ 被害者の支援及び防犯対策

○ 関係機関等の緊密な連携による被害者救済の充実

都道府県警察、地方公共団体、関係機関、民間カウンセラー等で構成される連絡協議会における必要な連携の強化を図る。

○ 関係事業者による支援のための働きかけ

通信事業者等、ストーカー行為等に利用されるサービスの提供を行う関係事業者に対して、被害者の求めに応じて、当該ストーカー行為等が行われることを防止するなど適切な措置を講ずるよう、積極的に働きかけを行う。

○ 被害者の立場に立った適切、適正な対応の推進

被害者の立場に立った、より適切かつ適正な支援・相談、捜査活動が実施できるよう、相談員や捜査員の意識の涵養、専門的能力の向上に努める。

2 参考データ等

別添資料のとおり

ストーカー事案の対応状況について

1 ストーカー事案の認知状況

平成12年11月24日（ストーカー規制法の施行日）から15年末までに、各都道府県警察が取り扱い、ストーカー事案認知原票を作成し警察庁に報告があったストーカー事案の累計は、40,889件となっている。

平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	累 計
2,280	14,662	12,024	11,923	40,889

注1) 平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

注2) ストーカー事案認知原票は、「ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触すると抵触しないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話による嫌がらせの行為のともなう事案を認知した場合」に作成し、同一の被害者と行為者間の行為であれば、複数回相談を受けたときにおいても1件として計上している。

2 ストーカー規制法の適用状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)	法施行後の累計
警 告	117	871	965	1,169	+204(+21.1)	3,122
禁止命令等	2	36	32	24	- 8(-25.0)	94
警察本部長等の援助	80	719	677	856	+179(+26.4)	2,332
検 挙	22	142	178	192	+ 14(+7.9)	534
ストーカー行為罪	22	131	170	185	+ 15(+8.8)	508
禁止命令等違反	0	11	8	7	- 1(-12.5)	26

注1) 平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

警察本部長等の援助については、被害を自ら防止するための措置の教示が732件、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の貸出しが447件となっている。（複数計上）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)	法施行後の累計
被害防止措置の教示 （法第7条第1項）	38	348	410	743	+333(+81.2)	1,539
被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）	7	99	54	78	+ 24(+44.4)	238
行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）	1	45	39	50	+ 11(+28.2)	135
被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）	20	124	106	129	+ 23(+21.7)	379
民間組織の紹介（規則9条4号）	2	16	10	18	+ 8(+80.0)	46
警察施設の利用（規則9条5号）	18	137	110	111	+ 1(+0.9)	376
物品の教示又は貸出し（規則9条6号）	41	370	415	510	+ 95(+22.9)	1,336
警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）	5	41	21	12	- 9(-42.9)	79
その他被害防止のための援助（規則9条8号）	16	104	127	69	- 58(-45.7)	316

注1) 規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年
国家公安委員会規則第18号）をいう。

注2) 平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

3 ストーカー規制法以外の対応状況 (1) 他法令による検挙状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)
総 数	104	921	758	663	- 95(- 12.5)
殺人	2	13	7	19	+ 12(+171.4)
強 姦	0	15	11	11	± 0(± 0)
暴 行	8	40	45	36	- 9(- 20.0)
傷 害	14	176	144	130	- 14(- 9.7)
脅 迫	18	145	99	70	- 29(- 29.3)
強 要	—	—	—	15	—
恐 喝	—	—	—	14	—
窃 盗	—	—	—	19	—
強制わいせつ	2	14	8	8	± 0(± 0)
住居侵入	16	124	98	110	+ 12(+ 12.2)
逮捕監禁	6	23	15	23	+ 8(+ 53.3)
名誉毀損	2	25	23	25	+ 2(+ 8.7)
業務妨害	—	—	—	1	—
器物損壊	14	96	99	66	- 33(- 33.3)
暴処法違反	3	15	13	10	- 3(- 23.1)
軽犯罪法違反	4	17	18	17	- 1(- 5.6)
迷惑防止条例違反	2	14	22	13	- 9(- 40.9)
銃刀法違反	0	37	28	23	- 5(- 17.9)
その他	13	167	128	53	—

注1) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成12年中2,280件、13年中14,662件、14年中12,024件、15年中11,923件について分析した。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注3) 「その他」には、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反、放火等が含まれる。また、平成14年までの「その他」には、強要、恐喝、窃盗、業務妨害が含まれる。

注4) 未遂のある罪については未遂を含む。

(2) その他の対応

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	+537(+ 8.6)
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	+ 27(+ 1.2)
パトロール	204	1,061	918	1,009	+ 91(+ 9.9)
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	- 83(- 64.8)
その他	—	—	—	763	—

注1) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成12年中2,280件、13年中14,662件、14年中12,024件、15年中11,923件について分析した。

注2) 平成12年は、11月24日(法施行日)から12月31日までの間

注3) 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

注4) 「その他」は、平成15年から計上し、保護、入院措置等を計上している。

4 ストーカー事案の分析結果（平成15年中）

都道府県警察が取り扱い、ストーカー事案認知原票を作成し警察庁に報告があった11,923件（ストーカー規制法の目的要件に該当しない事案811件及び動機が不明である1,258件を含む。）について分析した。

（1）被害者の性別

性別	件数	(%)
女性	10,826	(90.8)
男性	1,097	(9.2)

（2）被害者の年齢

年齢	件数	(%)
～19歳	1,068	(9.3)
20～29歳	4,692	(40.7)
30～39歳	3,307	(28.7)
40～49歳	1,544	(13.4)
50～59歳	720	(6.2)
60～69歳	169	(1.5)
70歳～	24	(0.2)

注）年齢が不明である59件及びストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」が被害者である340件を除く。

（3）行為者の性別

性別	件数	(%)
女性	999	(8.9)
男性	10,220	(91.1)

注）行為者が不明である704件を除く。

（4）行為者の年齢

年齢	件数	(%)
～19歳	286	(3.2)
20～29歳	2,364	(26.8)
30～39歳	2,676	(30.3)
40～49歳	1,714	(19.4)
50～59歳	1,321	(15.0)
60～69歳	383	(4.3)
70歳～	90	(1.0)

注）年齢が不明である3,089件を除く。

（5）「特定の者」と行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」と行為者（判明しているものに限る。）との関係は、交際相手（元を含む。）が6,045件（56.1%）、配偶者（内縁・元を含む。）が1,420件（13.2%）と、恋愛関係にあったものだけで、69.3%を占める。

被害者が面識のない者によるものは820件（7.6%）であり、全体の92.4%が面識のある者による行為となっている。

行為者との関係	件数	(%)
配偶者(内縁・元を含む)	1,420	(13.2)
交際相手(元を含む)	6,045	(56.1)
その他家族	23	(0.2)
その他同居人	8	(0.1)
知人友人	1,254	(11.6)
勤務先同僚	339	(3.1)
その他職場関係者	552	(5.1)
面識なし	820	(7.6)
その他	317	(2.9)

注1）行為者が不明である1,145件を除く。

注2）「その他」は、通勤途中で見かけたことのある者、客として来店したことがある者等を計上している。

(6) 動機

動機（判明しているものに限る。）は、好意の感情によるものが6,361件（59.6%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が3,493件（32.8%）となっており、好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が92.4%を占めている。

動 機	件 数	(%)
好意の感情	6,361	(59.6)
好意が満たされず怨恨の感情	3,493	(32.8)
精神障害（被害妄想含む）	68	(0.6)
職場トラブル	7	(0.1)
商取引上トラブル	12	(0.1)
その他怨恨の感情	158	(1.5)
その他	566	(5.3)

注1) 動機が不明である1,258件を除く。

注2) 「その他」は、「商取引上トラブル」に該当しない金銭トラブル、離婚に伴うトラブル等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

行為形態をストーカー規制法第2条第1項の号別に分析した結果、つきまとい等（1号）が6,105件（51.2%）と最も多く、次いで面会・交際等の要求（3号）が5,945件（49.9%）、無言電話、連続電話等（5号）が3,663件（30.7%）となっている。

行 為 形 態	件 数	(%)
つきまとい、待ち伏せ等（1号）	6,105	(51.2)
監視している事項の告知等（2号）	774	(6.5)
面会、交際等の要求（3号）	5,945	(49.9)
著しく粗野又は乱暴な言動（4号）	2,106	(17.7)
無言電話、連続電話等（5号）	3,663	(30.7)
汚物等の送付等（6号）	136	(1.1)
名誉を害する事項の告知等（7号）	822	(6.9)
性的しゅう恥心を害する告知等（8号）	739	(6.2)
その他	619	(5.2)

注1) 割合は、認知件数11,923件中の割合を算出したもの。

注2) 「その他」は、各号に該当しない品物の送りつけ、メールの送信、迷惑電話等を計上している。